

# 日本泌尿器科学会 C2 水準検討部会規則

制定 2025 年 12 月 25 日

## 第 1 章 総 則

(名称)

### 第 1 条

この委員会は、日本泌尿器科学会 C2 水準検討部会（以下「部会」という）と称する。

## 第 2 章 目的および活動

(目的)

### 第 2 条

部会は、一般社団法人日本泌尿器科学会ダイバーシティ推進委員会（以下「ダイバーシティ推進委員会」という）のもとに、厚生労働省が定める医師の働き方改革における C-2 水準制度の適切な運用を支援し、泌尿器科領域における高度技能研修の質の向上および医師の健全な労働環境の確保に関する諸問題を担当することを目的とする。

(活動)

### 第 3 条

部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) C-2 水準制度に基づき提出された技能研修計画および医療機関の教育体制の適格性に関する審査の実施
- (2) 厚生労働省 C-2 水準審査委員会に申請された案件に関する審査、助言および学会として必要な情報提供
- (3) C-2 水準制度の運用に係る課題の把握および改善に関する提案の検討
- (4) 前各号のほか、理事会、ダイバーシティ推進委員会あるいは部会が必要と認めた事項

## 第 3 章 構成および部会員

(構成)

### 第 4 条

部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会正会員のうちから若干名
- (2) その他、部会が必要と認める者

(委員の選任)

### 第 5 条

部会員は部会長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 部会員は理事改選後に可及的速やかに改選する。

(部会員の任期)

#### 第6条

部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、原則として継続して2期を超えることはできない(補充により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする)。

(部会長および副部会長)

第7条 部会に部会長を置く。部会長は理事であることとし、理事長が推薦し理事会の議を経て理事長が任命する。部会にて次の役務を行う。

- (1) 部会長は部会を招集し、その議長となる。
- (2) 部会長は部会における審議決定事項をダイバーシティ推進委員会に報告する。ダイバーシティ推委員会は報告された審議決定事項を審議し、理事会の議決を経なければならない。
- (3) 部会には部会長の指名により、副部会長を置くことができる。
- (4) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

### 第4章 会議

(部会の開催、議決)

第8条 部会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数の時は、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 部会が必要と認める時は、会議に委員以外の必要とする者の出席を求めて意見を聞くことができる。

理事長は必要であれば部会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

### 第5章 補足

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、部会及びダイバーシティ推進委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。